

箕輪町子ども・子育て応援条例

令和6年(2024年)

4月1日から



がスタート!

令和6年4月 箕輪町・箕輪町教育委員会



↑↑↑
詳しいことはこちら

【お問い合わせ】

■箕輪町役場 子ども未来課
電話：0265-79-3164

■箕輪町教育委員会事務局 学校教育課
電話：0265-70-6603

すべてのこどもは、ひとりの人間としての
権利をもっています。

日本や、世界中の多くの国・地域がこどもの権利
を認め、守るために「子どもの権利条約
(Convention on the Rights of the Child)」と

いう約束を決めています。

「子どもの権利条約」は、こどもの権利

や、おとながどうやってこどもの権利を
守っていくか定められています。



「子どもの権利条約」4つの考え方

1 差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、
障がい、経済状況などのどんな理由でも差別されず、条約の
定めるすべての権利が保障されます。

2 こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、“そのこど
もにとって最もよいことは何か”を第一に考えます。

3 命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分
に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援など
を受けることが保障されます。

4 こどもが意味のある参加ができること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表す
ことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十
分に考慮します。

参考：日本ユニセフ協会 子どもの権利条約サイト

<https://www.unicef.or.jp/crc/>



こどものことで
困ったときまずは
「子ども家庭センター」へ



場所：役場 1F 5番窓口

TEL：0265-79-0007

お話を聞いたり、

相談できる場所を教えたりします。

言語によっては、通訳することもできます。

MEMO

★「こども・子育て応援条例」とは

すべてのこどもが健康で元気に育つために、こどもやその家族を地域の人々で支えていこうという約束ごとのことです。

こどものみんなにアンケートをとったり、会議を開いたりして約束を決めました。

2024年4月から「こども・子育て応援条例」がスタートします。

★「こども・子育て応援条例」の考え方

この条例は、次の3つの考え方を大切にしながら、こどもの家族や地域の人にやってほしいことを決めていきます。

1

こどもがひとりの人間として大切にされ、こどもや家族の意見を聞いてもらえること。

2

どんなこどもでも、支援を受けることができること。

3

地域の人々は、みんなが楽しみながらこどもの成長や子育てを支えること。

1

みわまち 箕輪町まちなみで “こども” のみなさんと家族を応援します！ 子育て家庭の方、地域のみなさん、ご協力をお願いします！

《町》

- おなかの中にいるときからおとなになるまで、こどもと家族を支える。
- 地域のひとの活動を支える。
- こどもや子育てについて、地域の人に広める。

《学校・保育園》など

- こどもの成長や学びを支える。
- 学校や保育園などを安心できる場所にする。
- 町などつながりながらこどもや家族を支える。

こども

《地域住民》(企業なども含む)

- 安心できる地域をつくる。
- こどもと家族が仲良くなれるよう考える。
- こどもがおとなになっても地域が好きでいてくれるように、一緒に活動する。
- こどもといっしょに成長する。

《父・母・家族》

- こどもにとって何が一番よいことか考えながら子育てをする。
- 家族みんなで子育てをする。
- こどものことで困ったときや不安なときは周りの人に相談してみる。

2

“こども” や家族を応援するために、計画をつくりまします！

これから箕輪町がやる「こどものこと」「子育てのこと」「若者のこと」などをまとめた「こども計画」をつくりまします。

計画をつくるために、こどもや子育て中のみなさんの意見を聞いていきます。